

# 八雲村学校給食センター施設整備事業 募集要項

平成13年5月21日

八 雲 村

## 目 次

1	事業の概要	1
1-1.	事業の名称	1
1-2.	事業の基本的考え方	1
1-3.	立地条件及び施設要件	1
1-4.	事業方式	2
1-5.	事業期間	2
1-6.	P F I 事業の内容	3
1-7.	P F I 事業者の収入	4
1-8.	支払額の減額措置	
2	入札参加に関する事項	7
2-1.	スケジュール(予定)	7
2-2.	応募者の備えるべき参加資格要件	8
2-3.	入札に係る留意事項	8
3	審査及び選定に関する事項	10
3-1.	募集、選定の流れ	10
3-2.	審査の基本的考え方	11
3-3.	落札者決定基準	12
4	村と事業者のリスク分担	13
4-1.	基本的考え方	13
4-2.	予想されるリスクと責任分担	13
5	応募提出資料に関する事項	16

# 1 事業の概要

## 1-1. 事業の名称

「八雲村学校給食センター施設整備事業」(以下、本事業という)

## 1-2. 事業の基本的考え方

本件施設等(新たに設計・建設する八雲村学校給食センターの施設及び設備ならびに厨房機器等の必要設備等)は、衛生的かつ安全で、働きやすい先進的・効率的なものとする。村としては、下記の点を重視している。

- ア 近年のO-157等に係る状況に鑑み、HACCP基準に準拠していること。
- イ 文部科学省「学校給食衛生管理の基準」の該当個所を満たしていること。
- ウ 園児、児童、生徒に、学校給食を通じて、健康づくりや食文化への意識の向上、ならびに、集団生活のマナー・ルールを身に付けてもらうための核施設となる機能(見学施設や会議室等)を備えていること。
- エ 働きやすさや働く者の労働を減じるような配慮がなされていること。

なお、本件施設等の機能の詳細については本募集要項に添付する要求性能基準書によるものとする。

## 1-3. 立地条件及び施設要件

### (1) 敷地の立地条件

立地場所	島根県八束郡八雲村大字西岩坂地内
対象敷地面積	約 3,000 m <sup>2</sup>
用途地域	なし
建蔽率	70%
容積率	400%
その他	指定なし
日影規制	なし

## (2)施設概要

延べ床面積	約 1,000 m <sup>2</sup> (目安)
要件	H A C C P 基準に準拠した施設
施設内容	要求性能基準書に示す諸室等とする。
学校給食センターに勤務する職員	所長 1 名、栄養士 1 名、調理員 4 名、臨時調理員 3 名 (平成 1 3 年 4 月 1 日現在)

### 1-4. 事業方式

民間事業者は事業の実施に必要な資金の確保を自ら行ったうえで、旧給食センターの解体・整地等、本件施設等の設計、建設ならびに本件施設等の維持管理及び修繕更新を行い、村が本件施設等の所有、ならびに運営を行う。事業方式は、B T O方式とする。

### 1-5. 事業期間

供用開始時期は平成 1 4 年 9 月 1 日を予定している。民間事業者は供用開始までに試運転を完了させ、完工検査を行った上で村の完工確認を受けること。

供用期間は供用開始から 3 0 年間とする。3 0 年経過時点で民間事業者は、村が本件施設等を継続して使用可能な状態として事業を終了すること。「継続して使用可能な状態」とは、事業期間終了後 3 年以内に劣化による本件施設等の修繕・更新が必要とならない状態のことを言い、事業者は同期間内の保証を付けるものとする。

## 1-6. P F I 事業の内容

### (1)村が行う業務

次の業務は村が行う。

- ア 旧給食センターから新給食センターへの引越し
- イ 学校給食の提供に係る業務（食材等の検収、保管、下処理、調理、幼稚園・小中学校への配送、同回収、洗浄など）
- ウ 学校給食の提供に付随した業務（施設・設備等の清掃・清拭、調理室専用の白衣等の洗濯等、食材等の購入、食材納入業者の対応、残菜・廃棄物の処理ど）
- エ 見学者等の対応

### (2)民間事業者が行う業務

事業者が自ら行い、または委託若しくは請負により行う業務の範囲は次の通りとする。なお、詳細は要求性能基準書に示す通りである。

旧給食センターの解体・整地等

現在ある学校給食センター（旧給食センター）の解体・処分、調理設備等の処分、地中埋設物の撤去・処分、整地。

本件施設等の設計、建設及び関連業務

- ア 本件施設等の設計業務
- イ 本件施設等の建設工事及び関連業務
- ウ 工事監理業務
- エ 建築基準法による確認等本事業の実施のために必要な法令に定める手続等

必要設備等の調達に係る業務

- ア 1日1,000食の給食を無理なく供給できる厨房機器等の調達
- イ 1日1,000食の給食を無理なく供給できる食器類、食缶、トレイ等（ただし、これらは維持管理、修繕更新の対象としない。）の調達

車両及び備品のリース

- ア 幼稚園、小学校、中学校への配送車（2トン車1台）及び連絡用貨物車（軽1台）のメンテナンス付きリース
- イ 給食センターで使用する備品等のリース

本件施設等の維持管理に係る業務

- ア 建築に係る維持管理業務

- イ 衛生設備、空調機器、電気設備に係る維持管理業務
- ウ その他の維持管理業務
  - ・ 厨房機器の保守点検
  - ・ 生ゴミ処理機の保守点検
  - ・ 関係者不在時の施設警備（緊急時に 30 分以内で現場に到着できる体制の整備）
  - ・ 室内外の定期清掃（日常的な清掃は職員が行う）
  - ・ 植栽管理

本件施設等の修繕更新に係る業務

## 1-7. P F I 事業者の収入

### (1) 基本的考え方

村は、民間事業者が行う業務に係る費用を事業期間にわたり一体として支払うこととする。なお、支払いは初期投資に相当する部分、車両及び備品のリースに相当する部分、本件施設等の維持管理に相当する部分ならびに修繕更新に相当する部分で構成する。

村は、債務負担行為に関する議会承認を受けてこれらの費用を支払うこととする。

### (2) 初期投資に相当する部分の支払

初期投資に相当する部分は下記の要素で構成する。

- ア 旧給食センターの解体・整地等
- イ 本件施設等の設計、建設及び関連業務
- ウ 必要設備等の調達に係る業務

初期投資に相当する部分の支払は割賦で行う。支払総額は、初期投資に相当する部分の費用（元本部分）と金利部分（基準金利＋スプレッド）の合計とする。また、金利変動に伴い支払額（基準金利）の見直しを行うこととする。基準金利は、共同通信社が発表する 10 時現在の「6 ヶ月 L I B O R ベース 10 年物（円 - 円）金利スワップレート」とし、提案に当たっては平成 13 年 5 月 22 日の値を基準にすることとする。

割賦期間及び金利の見直し期間は、下記 2 パターンのいずれかを選択して提案することとする。

	割賦期間	見直し期間
パターン 1	30 年	5 年ごと
パターン 2	20 年	10 年ごと

### 〔改定方法〕

- ア パターン 1 を選択した場合

1年目から10年目：元金の3分の1の金額を10年間で元利均等返済する額に、元金の3分の2の金額に対する金利の額を加えた合計額

11年目から20年目：元金の3分の1の金額を10年間で元利均等返済する額に、元金の3分の1の金額に対する金利の額を加えた合計額

21年目から30年目：元金の3分の1の金額を10年間で元利均等返済する額

なお、5年目、15年目、25年目において、元利均等返済する部分については当該残り元本に対して、据え置き部分に対しては当該部分に対して金利の見直しを行う。

イ パターン2を選択した場合

1年目から10年目：元金の2分の1の金額を10年間で元利均等返済する額に、元金の2分の1の金額に対する金利の額を加えた合計額

10年目から20年目：元金の2分の1の金額を10年間で元利均等返済する額

(3) 車両及び備品のリースに相当する部分の支払

車両及び備品のリースに相当する部分の支払いについては、契約書等に定められたサービス水準が満たされていることを村が確認した上で、提案された費用総額を運営期間で均等割りした金額を毎年1回支払うこととする。

また、物価変動に伴い支払総額の改定を行うものとする。村または事業者は、契約締結日を基点とした3年に一度、初年度（途中で物価変動に伴う改定が行われた場合は、直近改定年度）と1%以上の物価変動があると考えられる場合、それを考える根拠となる資料を添えて、申し出日以降に係る支払額の見直しを申し出ることができるものとする。この場合、村及び事業者は日本銀行が作成する企業向けサービス価格指数（総平均）の変動率を基準として新たな支払額を協議し、決定するものとする。

(4) 本件施設等の維持管理に相当する部分の支払

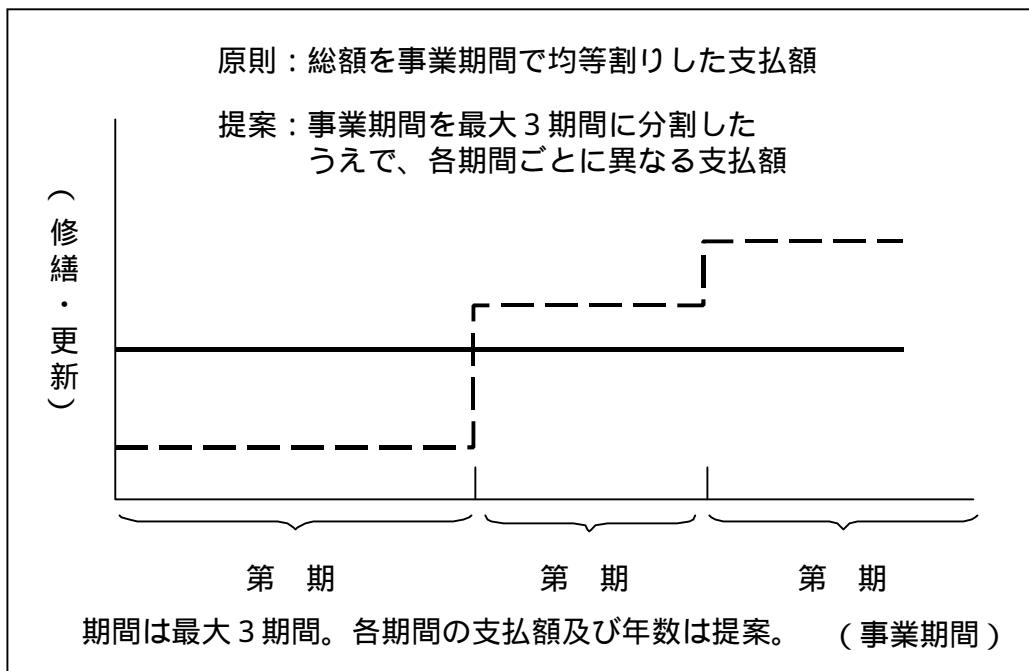
本件施設等の維持管理費に相当する部分の支払いについては、契約書等に定められたサービス水準が満たされていることを村が確認した上で、提案された費用総額を運営期間で均等割りした金額を毎年1回支払うこととする。

また、物価変動に伴い支払総額の改定を行うものとする。村または事業者は、契約締結日を基点とした3年に一度、初年度（途中で物価変動に伴う改定が行われた場合は、直近改定年度）と1%以上の物価変動があると考えられる場合、それを考える根拠となる資料を添えて、申し出日以降に係る支払額の見直しを申し出ることができるものとする。この場合、村及び事業者は日本銀行が作成する企業向けサービス価格指数（総平均）の変動率を基準として新たな支払額を協議し、決定するものとする。

(5)本件施設等の修繕更新に相当する部分の支払

本件施設等の修繕更新に相当する部分の支払については、提案された費用総額を運営期間で均等割りした金額を毎年1回支払うことを原則とする。ただし、実施方針への意見を尊重し、事業期間を最大3期間に分割したうえで、各期間ごとに異なる支払額を提案する方法も可能なものとする。その際、各期間の支払額及び年数は事業者が提案するものとする。

物価変動に伴う支払額の改定は、上記(3)及び(4)と同様のものとする。



1-8. 支払額の減額措置

(1)モニタリングの実施

村は、事業契約に基づき、本件施設等の維持管理状況の確認を定期的を実施する。事業者は、事業契約に基づき、維持管理の実施状況に関する書類等の提供を行うこととする。

(2)減額等措置の考え方

事業契約で定められた水準のサービスが提供されていないと判断される場合、村は維持管理費の支払額の減額等を実施することがある。基本的な考え方は下記の通りとする。

- ア 支払額の減額等とは、支払額の減額、契約解除を言う。
- イ 減額等の実施は、車両及び備品のリースに相当する部分の支払ならびに維持管理に相当する部分の支払について行う。
- ウ 契約解除に至った場合、事業者事由による契約解除とする。



## 2 入札参加に関する事項

### 2-1. スケジュール（予定）

現時点では以下のスケジュールを予定している。

#### （募集、選定スケジュール）

平成13年5月21日 ～5月29日	募集要項の配布
平成13年5月21日 ～5月30日	募集要項への意見、質問の受付
平成13年6月4日	応募者受付締切
平成13年6月14日	1次審査結果の通知
平成13年6月14日 ～6月20日	2次募集資料の配布
平成13年6月14日 ～6月27日	募集要項への意見、質問の受付
平成13年7月26日	提案受付締切
平成13年8月下旬	優先交渉権者の選定
平成13年10月上旬	仮契約の締結
平成13年12月中旬	本契約の締結

## 2-2. 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、本事業を行う能力を有した単独企業、もしくは、これらの能力を有する者を含むグループとし、次の資格要件を備えるものとする。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- イ 資格確認基準日に八雲村もしくは島根県の指名停止中でない者
- ウ 最近 1 年間の法人税及び法人事業税を滞納していない者
- エ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者
- オ 村との交渉窓口として、島根県内に本・支店・営業所を開設する企業であること
- カ H A C C P システムに関する相当程度の知識を有する企業であること

なお、グループで応募する場合、ア、イ、及びウの要件は構成員全員が満たす必要があるが、エ、オ及びカの要件は構成員の一部が満たすことで足りる。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできないものとする。また、応募者の構成員の変更は基本的には認めない。やむを得ない事情が生じた場合は村の承認を得るものとする。

本事業に関して特定目的会社の設立により事業を行うことを予定している場合は、その旨を様式第 2 号に記載し、グループの代表企業は必ず当該特定目的会社への出資を行うこととし、かつ、代表企業を含め落札者が 50% を超える出資をすることとする。

## 2-3. 入札に係る留意事項

### (1) 費用負担

応募者の入札に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

### (2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金

入札保証金は免除とする。

契約保証金

村と契約を締結しようとするものは以下に掲げるいずれかの保証を付すものとする。

- ア 契約保証金の納付
- イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の納付
- ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、村が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社）の保証
- エ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- オ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を村に寄託すること）

保証に係る保証金等の額は、設計建設期間にあつては初期投資に相当する部分の額の10分の1以上、供用期間にあつては車両及び備品のリースに相当する部分ならびに本件施設等の維持管理に相当する部分、本件施設等の修繕更新に相当する部分の合計の年平均額の10分の1以上とする。

(3)使用言語等

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4)提案書類の変更禁止

応募者は1つの提案しか行うことはできない。また、提出された提案書類の変更は認めない。

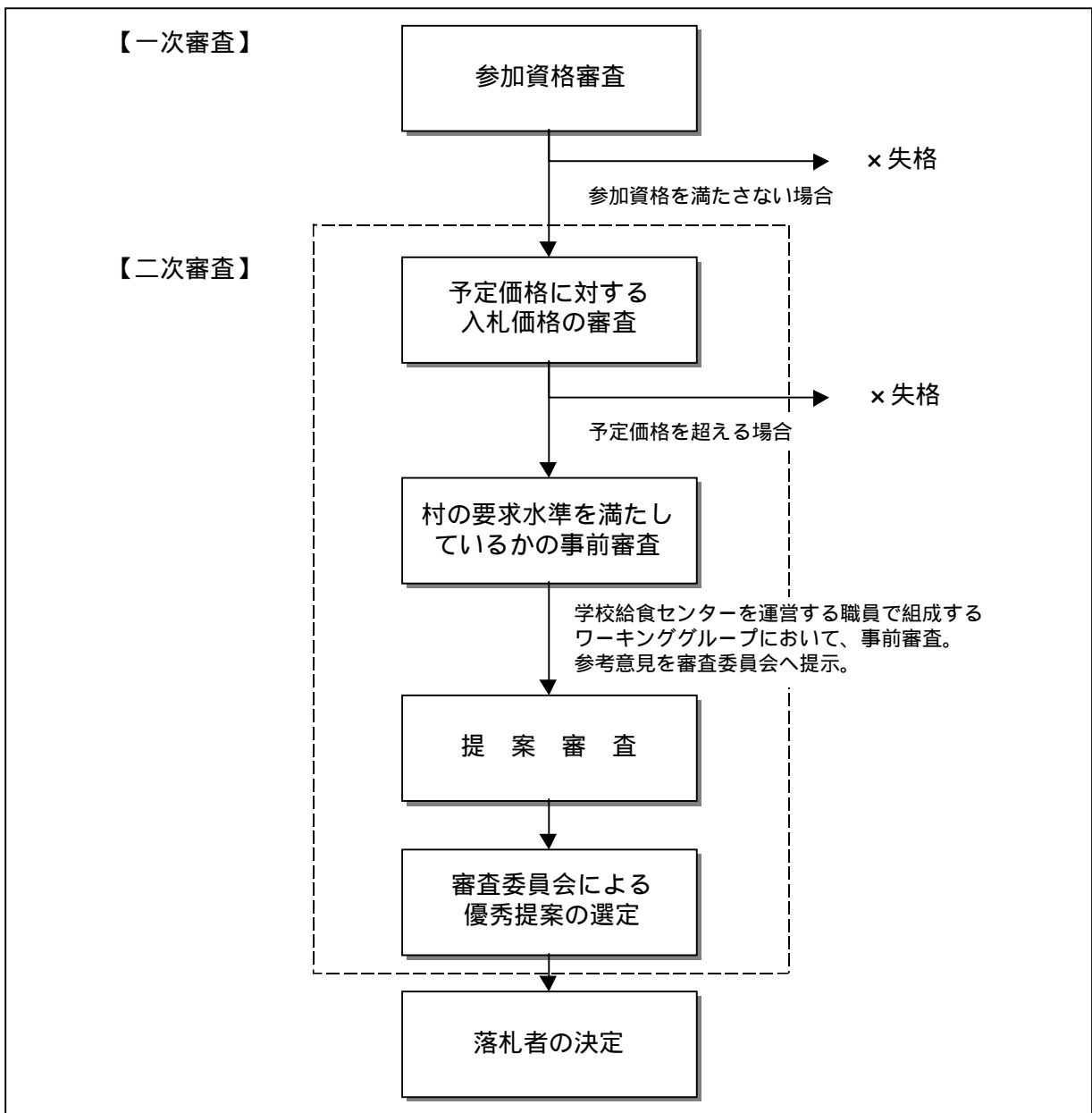
(5)応募図書の著作権

応募図書の著作権は、それぞれの作成団体に帰属するが、公表・展示・その他村が必要と認めるときは、村はこれを無償で使用できるものとする。

### 3 審査及び選定に関する事項

#### 3-1. 募集、選定の流れ

民間事業者の募集、選定は総合評価一般競争入札方式によるものとし、資格審査及び提案書審査の二段階で選定を行う。



#### ア 参加資格審査

- ・入札参加者から提出された参加資格審査書類をもとに、参加要件を具備していることを確認。不備の場合は失格となる。

#### イ 予定価格に対する入札価格の審査

- ・入札価格が予定価格の範囲内であることを確認。予定価格を超える場合は失格となる。

#### ウ 村の要求水準を満たしているかの事前審査

- ・要求性能基準書において村が示した要求性能水準をどの程度満たしているかを事前審査する。審査は、学校給食センターを運営する職員で構成するワーキンググループが行い、審査委員会に参考意見として提示する。

#### エ 提案審査

- ・入札参加者からの提案を審査委員会において審査。
- ・審査委員会は優秀提案を選定し、村に報告を行う。村は、審査委員会の報告に基づき落札者を決定する。

### 3-2. 審査の基本的考え方

#### (1) 審査体制

民間事業者の審査・選定にあたり、村は学識経験者及び村職員等により構成される「八雲村学校給食センター建設に係る民間資金等活用事業審査委員会」(以下、審査委員会と呼ぶ)を設置する。

審査委員会の委員は下記の通りとする。

##### (委員長)

小林 定 教          島根大学総合理工学部教授(建築学)

##### (副委員長)

白 鹿 千 壽          八雲村助役

##### (委員)

小 松 季 義          建築業

亀 山 英 嗣          設計事務所

泉      和 夫          八雲村教育長

三 島 敏 郎          八雲村総務課長

#### (2) 審査委員会の役割

審査委員会は、学校給食センターを運営する職員で構成するワーキンググループが事前に行った審査の参考意見をもとに、提案を審査する。

審査委員会は、最も優れていると認められる優秀提案者を選定し村長に報告する。村長は審査委員会の報告を受けて優先交渉権者を決定する。

村は、優先交渉権者と細目協議を行い、協議が成立した後に仮契約を行う。本契約は、必要となる議会の議決を経て締結する。

審査委員会における審査の経過及び結果は、村長が優先交渉権者を選定した後に公表する。それまでは審査に関する問い合わせには一切回答しない。また、本事業に関し個別に審査委員に問い合わせ等を行った場合は、当該民間事業者もしくは当該民間事業者を構成員に含むグループは失格となる。

### 3-3. 落札者決定基準

審査は以下の視点から行う。それぞれの項目について下表で定める配点に従い審査を行い、合計得点が最も高い提案を優秀提案として選定する。なお、村の負担額を現在価値に換算する場合、割引率は4%とする。

- ア 設計・建設計画に関する視点
- イ 維持管理に関する視点
- ウ 修繕更新に関する視点
- エ 事業計画に関する視点
- オ 村の負担額に関する視点

視 点	配 点	審 査 内 容 及 び 配 点	
ア 設計・建設計画	40点	H A C C P基準への対応状況。	15点
		文部科学省「学校給食衛生管理の基準」への対応状況。	2点
		核施設となる機能（見学施設や会議室等）に係る提案内容。	3点
		働きやすさや働く者の労働を減じるような提案がなされている。	15点
		外観や内装等に係る提案内容。	5点
イ 維持管理	10点	学校給食センターの特性に配慮した維持管理が提案されている。	5点
		村の負担となる光熱水費の削減につながる提案がされている。	5点
ウ 修繕更新	10点	施設・設備の機能を維持するために必要な修繕更新が提案されている。	5点
		事業期間終了後も村が施設を継続して使用できる提案がされている。	5点
エ 事業計画	10点	事業を安定的に継続していくために必要な費用が見積られている。	5点
		資金調達、償還計画が現実になされている。	5点
オ 村の負担額	30点	村の負担額（現在価値換算額）が少ない。	15点
		村の支払が事業期間にわたり平準化されている。	15点

## 4 村と事業者のリスク分担

### 4-1. 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。本件施設等の設計、建設、維持管理ならびに修繕更新において発生するリスクは原則として民間事業者が負うこととする。ただし、学校給食センターの所有及び運営に係るリスクならびに村が負担することが合理的と判断されるリスクについては、村が相応のリスク負担を行う。

詳細は条件規定書に定めるものとする。

### 4-2. 予想されるリスクと責任分担

村と民間事業者の責任分担は下記の内容を想定しています。

#### 1 共通リスク

リスク項目	内 容	村	民間	分担	
募集要項リスク	事業者募集要項に瑕疵があったために生じるリスク				
制度リスク	行政リスク	P F I 契約に関する議会承認が得られない			
	法制度リスク	一般分野の法制度変更が、建設費用、保守費用、設備費用等に追加費用を生じる			
		当該事業分野に的を絞った法制度変更が、建設費用、保守費用、設備費用等に追加費用を生じる			
	許認可リスク	建築許可等に係る許認可の遅延により費用の増加が生じる。予定した節約分の逸失を含む			
	税制度リスク	税制の変更により民間事業者の事業活動に課される税金が変化し費用が変わる			
		消費税率の変更が費用増加をもたらす			
反対リスク	着工前の段階で、施設の設置等に対する住民の反対運動等が生じる				
不可抗力	不可抗力により費用増加が生じたり施設が利用できなくなる、事業が中止に追い込まれる				

## 2 設計リスク

リスク項目		内 容	村	民間	分担
設計不適合		村が要求する水準の施設を設計できない			
設計 遅延	村側事由	村側の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす			
	事業者側事由	事業者側の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす			
設計 変更	村側事由	村側の事由により設計変更が生じ費用が増加する			
	事業者側事由	事業者側の事由により設計変更が生じ費用が増加する			

## 3 建設リスク

リスク項目		内 容	村	民間	分担
建設 費 増 大	村側事由	村側の指示による費用超過、建設遅延			
	事業者側事由	建設費用見積り、建設期間見積りの誤差			
	予見せざる用地条件	予見できない用地条件のせいで費用の変更が生じる			
設計違反		設計通りに建設されなかったために建設・設計費用の増加をもたらす			
プロジェクトマネジメントの不足		プロジェクトマネジメントが劣悪なため追加費用が生じる			
業者間の紛争		企業間紛争により建設の遅延やマネジメント費用の増加が生じる			
建設段階の住民対策		建設時の周辺環境等に係る苦情処理			
現場の警備責任		設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じる			
現場の安全管理責任		建設工事の制度的条件に適合しなければならない			
建設工事中の事故等		建設工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加及び遅延が生じる			



#### 4 施設リスク

リスク項目	内 容	村	民間	分担
施設の瑕疵	建物の構造に補修を要する瑕疵があることが顕在化する（瑕疵担保期間内）			
村による仕様の変更	運営期間中に村が仕様の変更を求める			
施設の利用可能性	維持管理契約もしくは更新修繕契約に定める対応がなされなかったため、施設の一部又は全部が利用に供されない。是正のための費用が生じる。			
技術革新による施設・設備の陳腐化	施設・設備が契約期間中に陳腐化する。			
	技術的な変化により村が契約に定める以外の設備更新等を要求する			
設備更新リスク	維持管理が不適切であったり、事業者の独自判断により施設設備の更新サイクルが短期化する			

#### 5 運営リスク

リスク項目	内 容	村	民間	分担	
収入リスク	給食数の変化	人口の急激な増減等により給食数が増減する。給食数の増加は施設の増設の必要性をもたらす、給食数の減少は施設の過剰をもたらす。			
	収入見積りの誤差	給食費の低下により収入が当初予想に達しない			
サービス提供の費用見積りの誤差	給食提供原価が、人件費、光熱水費等の変化により増大する。				
修繕費増大リスク	契約で定める範囲内の更新修繕費が、当初の予想修繕費と合致しない				
サービス水準	サービス提供の水準不足	施設管理が契約で定める必要水準のサービスを提供できず、是正に費用を要する			
	下請けの業務水準	下請け管理が劣悪なため、サービス提供のために追加費用が生じる			
運営中の損害等	給食業務に起因して第三者に対し損害賠償が生じる				
	給食業務に起因して施設、設備を損傷する（契約で定める範囲内のものは除く）				
	給食業務に起因して環境悪化等を理由に住民から苦情が出る				
物価リスク	物価上昇により維持管理費、更新修繕費が増大する（運営は村の負担）				
金利リスク	事業期間中に金利が上昇する				
事業中止	村の事由による事業中止	村の事由により事業中止及び民間への補償が生じる			
	事業者の問題による金融機関の介入	事業者の問題により金融機関の介入に至り費用が増加する			
	事業者の問題による事業中止	事業者の問題により金融機関が介入するが処理できない場合に契約終了に至る			

## 5 応募提出資料に関する事項

応募者は次の資料を提出することとする。

### (1) 1次審査応募時

- ア 参加意志表明書【様式第1号】
- イ グループ企業メンバー表（村との交渉を担当する一社を明記）【様式第2号】
- ウ 会社概要及び決算報告書（直近3ヵ年）
- エ 納税証明書（法人税及び法人事業税ともに直近1ヵ年。法人事業税については、島根県内に事務所または事業所を有する場合は島根県のもの、島根県内に事務所または事業所を有しない場合は本社所在地のものとする。）
- オ HACCP施工実績を示す書類（工事概要や写真等で構成）もしくは、旧厚生省通知（平成9年2月3日 衛食第31号 衛乳第36号）によるHACCPシステムに関する相当程度の知識を有する者が含まれることを証明する書類【様式第3号もしくは様式第4号】

### (2) 2次審査応募時

下記ア～オのそれぞれにA4版縦で表紙をつけること（ただし、設計図書はA3版とする）。部数は、正本1部、副本15部とする。副本の表紙や提案書には企業名やロゴマーク等の企業が特定できる表現等は用いないこと。また、指定様式のある提出書類についてはフロッピーディスクでも提出することとし、その場合のソフトはMicrosoft社のWord及びExcelとする。

#### ア 施設計画提案書

- ・設計説明書【様式第7号】
- ・HACCP準拠への考え方【様式第8号】
- ・設計図書〔パース図（外観図）、平面図、立面図、断面図〕。なお、平面図には厨房機器等のレイアウトを入れること。

配置図	建物位置と外構施設を記載。1階平面図との兼用可能。	1/200	A3版
各階平面図	厨房器具のレイアウト図を兼用も可能。	1/200	A3版
断面図	直交する2面の断面とする。	1/200	A3版
立面図	4面	1/200	A3版
厨房レイアウト図	厨房機器の概要がわかるリスト記載のこと	1/200	A3版
計画説明書	面積概要、諸室面積、動線説明図、清潔区域計画 衛生管理等、その他3枚以内にまとめること	自由	A3版
外観パース	簡単なスケッチで構わない 着色可 1面	自由	A3版

- ・工事工程表
- ・仮設計画書（A3版1枚程度にまとめること）
- ・旧給食センターの解体・整地等に係る費用の見積書【様式第9号】

・本件施設等の設計、建設及び関連業務に係る費用の見積書【様式第10号】

イ 必要設備等の調達ならびに車両及び備品のリースに係る提案書

・厨房機器等に係る提案書【様式第11号】

・厨房機器等に係る費用の見積書【様式第12号】

・食器類、食缶、トレイ等に係る提案書【様式第13号】

・食器類、食缶、トレイ等に係る費用の見積書【様式第14号】

・車両リース及び給食センターで使用する備品等のリースに係る費用の見積書【様式第15号】

上記設備等に関連したパンフレットがある場合は添付してください。

ウ 維持管理計画提案書

・維持管理計画説明書(1)【様式第16号】

・維持管理計画説明書(2)【様式第17号】

・維持管理業務に係る費用の見積書【様式第18号】

エ 修繕更新計画提案書

・修繕更新計画説明書【様式第19号】

・修繕更新計画表【様式第20号】

オ 事業収支計画提案書

・村の支払額に係る提案書【様式第21号】

・事業収支計画書【様式第22号】

(3)入札辞退

1次審査通過者で2次審査への参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。【様式第5号】

(4)提出先

1次応募提出資料は、平成13年6月4日午後5時までに下記宛て提出してください。

八雲村教育委員会

〒690-2192 島根県八束郡八雲村大字西岩坂316番地

電話：0852-54-2478 ファクシミリ：0852-54-1869